

平成25年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成25年12月24日(火) 午後2時00分～4時00分

2 場 所

尼崎市立文化財収蔵庫 講座室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委 員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
	委 員	大 場 修
	委 員	伊 達 仁 美
	委 員	坂 井 秀 弥

4 出席した事務局職員

教育長	徳 田 耕 造
社会教育部長	宮 原 久 弥
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	桃 谷 和 則
歴博・文化財担当主任	室 谷 公 一
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

5 委員長・副委員長選任（委員互選）

田中敏雄委員長・馬田綾子副委員長選任

6 諮 問

徳田教育長から田中委員長に諮問書

7 議 事 等

議事1「平成25年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

事務局から次の予定を説明、委員了承

第1回：本年度尼崎市指定文化財候補物件の審議、本年度文化財関係事業の報告

第2回：候補物件の調査・審議、答申文案の作成

第3回：答申の作成と提出

議事2「平成25年度尼崎市指定文化財候補物件の審議について」

事務局から平成25年12月末現在の指定文化財の状況について報告と委員質疑

・国指定文化財10件、県指定文化財11件、国登録文化財10件（変動なし）

昨年度審議を経て「木造達磨大師坐像」が平成24年度尼崎市指定文化財となり
市指定文化財は1件増で41件

・市指定文化財が県指定文化財に指定された場合の市指定文化財番号の取り扱いに
ついて委員から質疑、事務局から指定番号は変更せず欠番となることを説明

事務局から今年度の候補物件について現状報告と提案

・事務局から所有者、管理者からの申請がないことを報告

- ・事務局で候補物件として考えている個人蔵「寺岡家文書」と尼崎市所蔵の「豊臣秀吉朱印状（建部寿得軒他二名宛）」について概要説明

候補物件について委員から質疑、意見、論議

候補物件として事務局が挙げた古文書については、文書の歴史的背景についてどこまで突詰められるか、どこまで答申に反映できるかが審議の要（委員）

江戸時代以前の古文書の指定について、他に未指定の古文書の存在、今後の指定予定の確認（委員）

- ・江戸時代以前の古文書のほとんどが社寺所蔵文書で、すでに市指定あるいは県指定文化財になっている。旧家など在方に伝来し、未指定のものは少ない。文書としてまとまりのあるもの、所蔵者や保管状況の確認できるものは、今後も指定を検討したい。（事務局）
- 個人所蔵文化財の指定に関して、保管上の問題、所蔵者が変わるもしくは所蔵者の転居など市外への流出の危惧等の点について確認（委員）
- ・個人所蔵文化財の指定については所蔵者の意向が第一であり、また、社寺や共同体、公的機関に所蔵されている文化財と異なり保管環境や市外への流出の危惧を配慮する必要がある。売却等で市外に所有者が移った場合は、市指定からはずれる。（事務局）
- ・個人所蔵文化財については指定が難しい面もあるが、問題点を慎重に検討した上で、地域の文化財として後世に伝えていく必要性が高いものについては指定を進めていきたい。他都市においても例が増えている。（事務局）
- ・今回、候補物件に挙げた個人蔵古文書については、所蔵者の意向を確認しており、すでに公的機関に寄託されていることから、保管環境や市外への流出の危惧については、問題がないと考えられる。（事務局）

「寺岡家文書」の現状について、表装、ラベル整理等の時期の確認（委員）

- ・卷子装にしたのは現所蔵者の先代で、比較的新しい。ラベル添付は昭和40年代の尼崎市史編纂に伴う調査時。昭和52年に市立地域研究史料館へ寄託。（事務局）
- 尼崎市史や兵庫県史に掲載された「寺岡家文書」の地域史料としての評価（委員）
- ・後世に収集した文書ではなくて、地域に対して発給され、在地で伝えられてきた文書として価値が認められる。（委員）

古文書の文化財指定の際に文書群として指定を考える必要性、また、近世文書（江戸時代の文書）を視野に入れた古文書の指定方針が必要性について（委員）

- ・「寺岡家文書」の場合は、江戸時代中期以降と近代の文書であり、候補物件に挙げた成巻文書の4点は突出して年代が古い。（事務局）
- ・年代が古いものだけを指定対象にするのではなく、文書群全体を地域に伝えられた歴史資料として捉える必要性や、近世文書を視野に入れた指定方針を考えてほしい。（委員）
- ・4点だけを卷子に仕立てたのは、所蔵者の家でも特別扱いだったのではないか。（委員）
- ・江戸時代前期の文書がないのは、家の歴史とも関わる候補物件伝来の事情があることも考えられる。（委員）

候補物件の江戸時代以前の文書を「寺岡家文書」として指定した場合に、将来、江戸時代の文書を追加指定する際の指定名称。（委員）

- ・員数を増やす方法と、サブタイトルをつけて指定する二通りが考えられる。（事務局）
- ・長遠寺文書の場合、文書の性格が異なっているが、別称で古文書2点を後で指定してい

る。個々の文書名をあげない限りは、いずれも「寺岡家文書」になる。(委員)

「豊臣秀吉朱印状」は尼崎市の収集資料であり、収集時には調査等も行って地域性や資料価値も評価もされているものだが、市の収集資料を今後も指定していくのか。(委員)

- ・尼崎市の収集資料は歴史博物館資料として収集を図ったもので、資料の分野や時代も幅広い。「豊臣秀吉朱印状」のように収集後に研究が進み新たな知見を得られた資料もある。このような機会に指定を検討するなど、市内に所在する様々な未指定文化財全体を見渡した上で、指定に適切な資料は順を追って指定していきたい。(事務局)
- ・「豊臣秀吉朱印状」の伝来が「田辺文書」の一点と判明したということだが、当文書以外の「田辺文書」の所在など、散逸の状況の確認(委員)
- ・「田辺文書」の他の文書の所在はつかんでいない。(事務局)

個人蔵「寺岡家文書」と尼崎市所蔵の「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」を本年度の指定文化財候補物件として審議を進めることを委員全員が異議なく決定。次回の第二回審議会で実物調査を行うこととした。

報告「平成25年度の文化財関係事業について」

事務局から資料を提示し、委員からの質疑とそれに対する説明等が行われた。

文化財保護事業については、委員から尼崎市における民間の開発事業に伴う確認調査についての質問があり、事務局から民間の営利を目的とした事業で本発掘調査のデータを得る確認調査については事業者負担をお願いしていると説明。委員からは、市として主体的に埋蔵文化財関係予算の確保に努めるといった観点から、埋蔵文化財行政の改善方向を打ち出すことが望ましいという意見が出された。

文化財啓発事業については、委員からは今年度の展示会の状況について質問があり、「物語絵と美人図 - 尼崎コレクションの近世絵画展」と忍たま乱太郎と尼崎展併設展「尼崎城と藩と城下町」展の観覧者数と会場の様子について説明した。

その他「次回以降の審議会の日程について」・「富松城跡の現状について」

委員のスケジュール確認を行い、これをふまえて事務局で調整の上、2回審議会、第3回の日程を各委員に連絡することとした。

昨年度審議会で現地視察を行った富松城跡の現状について事務局より報告し、審議を終了した。

以上